

第3部第4章第6節 不法行為の効果1（金銭賠償） 709条

設例1：不法行為の効果は金銭賠償であるが、その対象となる損害にはいくつかの分類がある。以下のような損害が生じた場合、それぞれの損害が積極的損害、消極的損害、精神的損害のいずれに分類されるのか、考えてみよう。

- (1)交通事故の被害者が、事故による傷害の治療のために病院に通院をするにあたって、バスや電車を利用するために交通費を支出した
- (2)不法行為による傷害の治療中、仕事を休まざるを得なくなり収入が減少した
- (3)不法行為によって形見の品が壊れてしまい、しばらくの間食事ができないほどの大変なショックを受けた

[構造2、展開2]